

首都大学東京 荒川キャンパス

エネルギー管理標準

制定
改訂

平成22年10月29日

2020(令和2)年4月1日に下記のとおり名称を変更している。

法人名称:東京都公立大学法人

大学名称:東京都立大学

公立大学法人 首都大学東京

目 次

1. 制定・改訂・承認履歴

2. 個別のエネルギー管理標準

(1) 冷温水発生機・冷温水ポンプ	Pー	1
(2) 冷却塔・冷却水ポンプ	Pー	3
(3) 空冷ヒートポンプチラー・冷温水ポンプ	Pー	4
(4) エアハンドリングユニット	Pー	5
(5) ファンコイルユニット	Pー	7
(6) 空冷パッケージエアコン	Pー	8
(7) 電気ヒートポンプエアコン	Pー	10
(8) 温水ボイラー	Pー	12
(9) 給湯設備(電気温水器)	Pー	13
(10) 給湯設備(ガス温水器)	Pー	14
(11) 照明設備・昇降機・給排水設備	Pー	15
(12) 受変電・配電設備	Pー	16
(13) 事務用機器	Pー	17
(14) 業務用機器	Pー	18

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		整理番号:	
[冷温水発生機(燃焼式)]管理標準			頁:
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。			
2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置された冷温水発生機4台(校舎棟3台、増築棟1台)・冷温水ポンプ10台(校舎棟8台、増築棟2台)に適用する。			
項 目	内 容	判断基準番号	管理基準
運転管理	1. 熱源設備－燃焼を行う熱源設備の管理 (1)燃料の消費を抑え、排ガスによる熱損失を少なくするため、再生器の空気比を設定する	I . 1. (1)①イ	(1) 空気比:1.2～1.35
	2. 空調調和設備 (1)外気条件の季節変動等に応じ、総合的な効率を向上させるため、以下の基準(管理)値を設定する ①冷水温度(往):夏季／中間期 ②冷水温度(還): ③温水温度(往):冬季 ④温水温度(還): ⑤成績係数:冷房／暖房	I . 1. (1)①ウ	①冷水:7℃／○℃ ②還温度: +5℃以上 ③温水:50℃ ④還温度: -5℃ ⑤COP: ○以上／○以上
	3. 熱源設備 (1)熱源機器が複数の場合、季節・負荷変動等に応じ総合的な効率を向上させるため、稼働台数の調整(台数制御)、稼働機器の選択を行う ①運転台数:夏季／中間期／冬季【校舎棟のみ】 ②中間期、原則運転停止	I . 1. (1)①エ	(1) ①夏季、冬季:1～3台
	4. 熱搬送設備－冷温水ポンプ (1)熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合、季節・負荷変動等に応じ、熱搬送設備の総合的な効率を向上させるため、稼働台数の調整(台数制御)、稼働機器の選択を行う ①校舎棟(1次側)－変流量制御 ②校舎棟(2次側)－稼働台数の調整(台数制御) ③増築棟(2次側)－稼働台数の調整(台数制御)	I . 1. (1)①オ	(1) ①30～50Hz ②1～5台 (1台目はINV付) ③1～2台
計測記録	1. 熱源設備 (1)燃焼を行う熱源設備の総合的な効率を改善するため、以下の項目を計測記録する ①燃料量 ②排ガス温度 ③排ガス中残存酸素量 ④再生器内圧力	I . 1. (1)②イ	(1) ①、② 1回／日 ③、④ 1回／2ヶ月
	2. 空気調和設備 (1)総合的なエネルギー効率を改善するため、以下の項目を計測記録する ①冷水温度(往・還):夏季／中間期 ②温水温度(往・還):冬季／中間期 ③各構成機器の稼働時間 ④成績係数	I . 1. (1)②イ	(1) ①、② 1回／時 (自動記録) ③ 1回／日 ④○回／月

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準	[冷温水発生機(燃焼式)]管理標準	整理番号:	
	3. 熱搬送設備－冷温水ポンプ (1) 熱搬送設備の総合的な効率を改善するため、以下の項目を計測記録する ① 運転台数 ② 周波数(圧力)【校舎棟のみ】 ③ 電流 ④ 流量	I . 1. (1)②イ	頁: (1) ①～③ 1回／日 ④〇回／日

保守点検	1. 熱源設備 (1) 燃焼を行う熱源設備 ① 燃焼状態の確認 (2) 空気調和設備 ① 配管・ダクトの点検 ② フィルターの清掃 (3) 空調設備に関連する自動制御装置、シーケンスの保守点検 ① 起動時の確認 (4) メーカー点検 ① 外観検査(保温・保冷の状態、本体・部品の損傷の有無等) ② 燃焼状態の確認(イン・オン点検) ② 真空度の確認 ③ 燃料配管系統漏れ確認 ④ 電気系統(絶縁抵抗)の確認			I . 1. (1) ③ア I . 1. (1) ③ア I . 1. (1) ③イ I . 1. (1) ③ア	(1) ① 1回／日 (2) ① 定期点検: 1回／月 ② 定期点検: 6回／年 (3) 日常点検: 1回／日 (4) ①～④ 1回／2ヵ月	
	2. 熱搬送設備ー冷温水ポンプ (1) ポンプ自身の効率及び空気調和設備全体の総合効率を改善するため、以下の保守点検を行う ① 機器の作動状況、漏れ、目詰りの点検 ② 軸受、ベアリング等の点検 ③ 配管、弁類の漏洩点検 (2) 自動制御システム機器の保守・点検 ① 起動時の確認			I . 1. (1) ③ア I . 1. (1) ③イ	(1) ①～③ 日常点検: 1回／日 (2) 日常点検: 1回／日	
新設措置	1. エネルギーの効率的利用を実施 (1) 可能な限り、空気調和を施す区画ごとの個別制御			I . 1. (1) ④ア I . 1. (1) ④ア(ア)		
	(2) 熱源機器、熱搬送設備の台数分割、台数制御・回転数制御、部分負荷効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能なシステム等効率の高い運転が可能なシステムの採用。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮			I . 1. (1) ④ア(ウ)		
	(3) 空気調和機設備の変風量システム及び変流量システムの採用			I . 1. (1) ④ア(エ)		
	(4) 蓄熱システム及び地域冷暖房の熱搬送設備の揚程が大きい場合、熱交換器採用の検討			I . 1. (1) ④ア(カ)		
	(5) 空気調和を施す区画ごとの、温度等の空気の状態及び効率の改善に必要な計測装置の設置とともに、ビルエネルギー管理システム(「BEMS」)等の採用			I . 1. (1) ④ア(ク)		
改訂履歴	改訂年月日	制定・改訂理由			作成	承認
承認		照査		作成		
				実施年月日	制定年月日	

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[冷却塔・冷却水ポンプ]管理標準		整理番号:	
				頁:	
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。					
2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置された冷却塔・冷却水ポンプ各4台(校舎棟3台、増築棟1台)に適用する。					
項 目		内 容		判断基準番号	管理基準
運転管理	1. 冷却塔 (1)冷却塔自身の効率及び空気調和設備全体の総合的効率を高めるため、空調負荷・季節を考慮して、以下の基準(管理)値を設定する ①冷却水温度(入口): 夏季／中間期 ②冷却水温度(出口): ③冷却水量: 夏季／中間期 ④運転台数: 夏季／中間期		I . 1. (1) ①ウ	①冷却水: 37℃／○℃ ②還温度: -5℃以上 ③冷却水量: ○l/min ④○台／○台	
	2. 熱搬送設備－冷却水ポンプ (1)ポンプ自身の効率及び空気調和設備全体の総合的効率を高めるため、季節・負荷変動等に応じ、変流量制御を行う 【校舎棟】 (2) 季節・負荷変動等に応じ、熱搬送設備の総合的な効率を向上させるため、熱源設備の運転に合わせ、運転・停止を行う 【増築棟】		I . 1. (1) ①オ	(1) ○～○Hz	
計測記録	1. 冷却塔 (1)冷却塔自身の効率及び空気調和設備全体の総合的効率を改善するため、以下の計測記録する ①冷却水入り口／出口温度 ②冷却水量 ③外気温／湿度 ④稼働台数・時間の記録 ⑤冷却水質(電気伝導度) ⑥冷却水質(pH)		I . 1. (1) ②イ	(1) ①～④1回／時 (自動記録) ⑤1回／日 ⑥1回／月	
	2. 熱搬送設備－冷却水ポンプ (1)ポンプ自身の効率及び空気調和設備全体の総合的効率を改善するため、以下の計測記録を行う ①冷却水量 ②稼働台数 ③電流 ④周波数 【校舎棟のみ】		I . 1. (1) ②イ	(1) ①、②1回／時 (自動記録) ③、④ 1回／日	
保守点検	1. 冷却塔 (1)冷却塔自身の効率及び空気調和設備全体の総合的効率を改善するため、以下の保守点検を行う ①冷却水質(電気伝導度) ②過熱振動、異常音の点検 ③チューブ、チューブプレートの腐食点検 ④フィルターの目詰まり点検・清掃 ⑤スケールの除去 ⑥冷却水質(pH) ⑦充填材・散水状態の良否の点検 ⑧ファンベルトの点検 (2)自動制御システム機器の保守・点検 ①起動時の確認		I . 1. (1) ③ア	(1) ①、② 日常点検: 1回／日 ③～⑧ 定期点検: 1回／月	
			I . 1. (1) ③イ	(2) ①定期点検: 1回／月	
	2. 熱搬送設備－冷却水ポンプ (1)ポンプ自身の効率及び空気調和設備全体の総合効率を改善するため、以下の保守点検を行う ①機器の作動状況、漏れ、目詰り ②軸受等の潤滑の管理 ③漏洩点検 (2)自動制御システム機器の保守・点検 ①起動時の確認		I . 1. (1) ③ア	(1) ①日常点検: 1回／日 ②、③ 定期点検: 1回／月 (1回／6ヶ月)	
		I . 1. (1) ③イ	(2) ①日常点検: 1回／日		
新設措置		1. 熱源機器、熱搬送設備の台数分割、台数制御・回転数制御、部分負荷効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能なシステム等効率の高い運転が可能なシステムの採用	I . 1. (1) ④ア(ウ)		
改訂履歴	改訂年月日	制定・改訂理由		作成	承認

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[冷却塔・冷却水ポンプ]管理標準			整理番号:	
						頁:
歴						
承認		照査		作成		実施年月日
						制定年月日

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[空冷HPチラー・冷温水ポンプ]管理標準		整理番号:	
				頁:	
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。					
2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置された空冷HPチラー・冷温水ポンプ(管理厚生棟)に適用する。					
項 目		内 容		判断基準番号	管理基準
運転管理	1. 空気調和設備－空冷HPチラー (1) 空冷HPチラーの総合的な効率を高めるため、以下の管理値を設定する ①冷水温度 (往): 夏季／中間期 ②冷水温度 (還): ③温水温度 (往): 冬季／中間期 ④温水温度 (還):		I . 1. (1)①ウ	(1) ①冷水: 7℃／○℃ ②還温度 + 5℃ 以上 ③温水: 50℃／○℃ ④還温度 - 5℃ 以上	
	(2)空調時間の短縮 ①運転開始時間、停止時間の設定する (必要時のみ)		I . 1. (1)①ア	(2) ①基本: 8:30～18:30 (最小: 10:30～14:30)	
	(3)熱源機器は部分負荷効率を高めるため、回転数制御が可能な機器とする		I . 1. (1)①エ	(3) ○Hz～○Hz	
	2. 熱搬送設備－冷温水ポンプ (1) 季節・負荷変動等に応じ、総合的な効率を向上させるため、変流量制御を行う		I . 1. (1)①オ	(1) 30～50Hz	
計測記録	1. 空気調和設備－空冷HPチラー (1) 空調を構成する機器の総合的な効率を改善するため、以下の計測記録を行う ①冷水温度 (往・還): 夏季/中間期 ②温水温度 (往・還): 冬季/中間期 ③冷媒の蒸発圧力、凝縮圧力		I . 1. (1)②イ	(1) ①、② 1回／時 (自動記録) ③1回／日	
	2. 熱搬送設備－冷温水ポンプ (1)熱搬送設備の総合的な効率を改善するため、以下の項目を計測記録する ①運転台数 ②流量 ③圧力 ④電流		I . 1. (1)②イ	(1) ①～④ 1回／日	
保守点検	1. 空気調和設備－空冷HPチラー (1) 空調を構成する機器の総合的な効率を改善するため、以下の保守点検を行う ①外観、異音・振動、水漏・冷媒漏れの点検 ②凝縮器の汚れの点検 ③フィルター類等の目詰まり除去 ④外観の損傷、振動、異音、過熱の有無 ⑤冷媒の漏洩、凝縮器の汚れの有無		I . 1. (1)③ア	(1) ① 日常点検: 1回／日 ② 定期点検: 1回／月 ③ 定期点検: 1回／2ヶ月 ④、⑤ 定期点検: 1回／年	
	(2) 空調設備の自動制御装置、シーケンスの保守点検 ①保護装置、指示計器等の動作確認		I . 1. (1)③イ	(2) 定期点検: 1回／年	
	2. 熱搬送設備－冷温水ポンプ (1)空調の構成機器の総合効率を改善するため、以下の保守点検を行う ①機器の作動状況、漏れ、目詰り ②配管、弁類からの漏洩 ③軸受、ベアリング等		I . 1. (1)③ア	(1) ①、② 日常点検: 1回／日 定期点検: 1回／月 ③ 定期点検: 1回／月	
	(2)自動制御装置の保守点検		I . 1. (1)③イ	(2)定期点検: 1回／月	
新設措置	1. エネルギーの効率的利用を実施				
	(1)可能な限り、空気調和を施す区画ごとの個別制御		I . 1. (1)④ア(ア)		
	(2)ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源機器の採用		I . 1. (1)④ア(イ)		
	(3)熱源機器、熱搬送設備の台数分割、台数制御・回転数制御、部分負荷効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能なシステム等効率の高い運転が可能なシステムの採用。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮		I . 1. (1)④ア(ロ)		
	(4)空気調和機設備の変風量システム及び変流量システムの採用		I . 1. (1)④ア(エ)		
	(5)室外機の設置場所や設置方法の考慮		I . 1. (1)④ア(キ)		
	(6)空気調和を施す区画ごとの、温度等の空気の状態及び効率の改善に必要な計測装置の設置とともに、ビルエネルギー管理システム(「BEMS」)等の採用		I . 1. (1)④ア(ク)		
改訂	改訂年月日	制定・改訂理由		作成	承認

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[空冷HPチラー・冷温水ポンプ]管理標準			整理番号:	
					頁:	
履 歴						
承 認		照 査		作 成	実施年月日	制定年月日

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[エアハンドリングユニット(AHU)]管理標準		整理番号:	頁:
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。 2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置されたエアハンドリングユニット(校舎棟・講堂、増築棟、管理厚生棟)に適用する。					
項 目	内 容	判断基準番号	管理基準		
運転管理	1. 空気調和機設備 (1)空調は空調を施す区画を限定し、当該区画ごとに、冷暖房温度、湿度を設定する	I . 1. (1) ①ア	(1) 夏季:28℃ 冬季:20℃ 湿度:50%(冬季のみ)		
	(2)冷暖房負荷を軽減させるため、以下の対策を講じる ①中間期:空調機による外気冷房を行う ②湿度:冬季以外の加湿器の停止 ③ガラス窓からの入熱・出熱を遮断するためにブラインド、カーテン遮光フィルムなどを利用する	I . 1. (1) ①ア	冬季以外の加湿停止		
	(3)空調時間の短縮 ①室の使用状況(授業等)に応じ、運転時間を設定する ②延長運転の場合、施設使用許可申請書等の事前の届出が必要(土・日・祝日を含む)	I . 1. (1) ①ア	基本空調時間: 別紙参照 中間期は、原則運転停止		
	(4)空気調和機設備の総合的な効率を向上させるため、負荷変動に応じた変風量制御を行う ①校舎棟 ②管理厚生棟(大集会室用)	I . 1. (1) ①カ	(4) ①、② ○Hz～○Hz		
	(5)取入れ外気量の適正化と外気侵入の防止(換気回数) ①室内CO2濃度1,000ppm以下を確保できる範囲で外気量を調整する	I . 1. (1) ①キ	CO2濃度: 1,000ppm以上で外気導入		
計測記録	1. 空気調和機設備 (1)空調区画ごとに、以下の計測記録を行う ①室内温度、湿度 ②CO ₂ 濃度 ③電力量 ④外気取入れ状況(外気温度、湿度、換気回数) (2)空調時間 (3)空調を構成する機器の総合的な効率を改善するため、以下の計測記録を行う ①冷水温度(往・還):夏季/中間期 ②温水温度(往・還):冬季/中間期 ③冷温水流量:夏季/中間期/冬季	I . 1. (1) ②ア I . 1. (1) ②ウ I . 1. (1) ②ア I . 1. (1) ②イ	(1) ①、③、④ 1回/時 (自動記録) (3) ①、② 1回/日		
	2. 熱搬送設備—空調ファン (1)空調を構成する機器の総合的な効率を改善するため、以下の計測記録を行う ①送風温湿度 ②風量 ③電流 ④ファン周波数【校舎棟、管理厚生棟(大集会室用)】	I . 1. (1) ②イ	(1) ①～④ 1回/日		

保守点検	1. 空気調和機設備(AHU)・熱搬送設備(空調ファン)				I . 1. (1)③ア	(1) ①～④ 日常点検:1回／日 ⑤定期点検:1回／月 ⑥定期点検:2回／年
	(1) 空気調和機設備を良好な状態に維持するため、以下の保守点検を行う ①ファンの外観、異音、水漏れ等の点検 ②ファンの軸受等の点検 ③ダンパの点検 ④ダクト接合部の漏洩点検 ⑤配管の漏水等の点検 ⑥フィルターの清掃・交換					
新設措置	(2)AHU・空調ファンの自動制御、シーケンスの保守点検 ①起動時の確認				I . 1. (1)③イ	(2) 定期点検:1回／月
	1. エネルギーの効率的利用を実施				I . 1. (1)④ア	
	(1)可能な限り、空気調和を施す区画ごとの個別制御				I . 1. (1)④ア(ア)	
	(2)空気調和機設備の変風量システム及び変流量システムの採用				I . 1. (1)④ア(エ)	
新設措置	(3)全熱交換器また、外気冷房の採用を考慮（水加湿方式の採用の考慮）				I . 1. (1)④ア(オ)	
	(4)空気調和を施す区画ごとの、温度等の空気の状態及び効率の改善に必要な計測装置の設置とともに、ビルエネルギー管理システム(「BEMS」)等の採用				I . 1. (1)④ア(ク)	
改訂履歴	改訂年月日	制定・改訂理由			作成	承認
承認		照査		作成	実施年月日	制定年月日

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[ファンコイルユニット(FCU)]管理標準		整理番号:	頁:
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。 2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置されたファンコイルユニット(校舎棟、増築棟、管理厚生棟)に適用する。					
項 目	内 容		判断基準番号	管理基準	
運転管理	1. 空気調和設備 (1) 空調は空調を施す区画を限定し、当該区画ごとに、冷暖房温度を設定する		I . 1. (1) ①ア	(1) 夏季:28℃ 冬季:20℃	
	(2) 冷暖房負荷を軽減させるため、以下の対策を講じる ① 中間期: 空調機による外気冷房を行う ② ガラス窓からの入熱・出熱を遮断するためにブラインド、カーテン遮光フィルムなどを利用する		I . 1. (1) ①ア		
	(3) 空調時間の短縮 ① 室の使用状況(授業等)に応じ、運転時間を設定する ② 延長運転の場合、施設使用許可申請書等の事前の届出が必要(土・日・祝日を含む) ③ 中間期は、原則停止		I . 1. (1) ①ア	基本空調時間: 別紙参照 中間期は、原則運転停止	
	(4) 空気調和機設備の総合的な効率を向上、混合損失の防止 混合損失の防止及び負荷変動に応じた台数制御または稼動機器の選択により、総合的な効率を向上させる		I . 1. (1) ①カ		
	(5) 外気取入れ機能がある場合は、取入れ外気量の適正化と外気侵入の防止を図る ① 室内CO2濃度1,000ppm以下を確保できる範囲で外気量を調整する		I . 1. (1) ①キ	CO2濃度: 1,000ppm以上で外気導入	
計測記録	1. 空気調和機設備 (1) 空調区画ごとに、以下の計測記録を行う ① 室内温度		I . 1. (1) ②ア	(1) ① 1回/時 (自動記録)	
	(2) 空調を構成する機器の総合的な効率を改善するため、以下の計測記録を行う ① 冷水温度(往・還): 夏季/中間期(送り元) ② 温水温度(往・還): 冬季/中間期(送り元) ③ 冷温水流量: 夏季/中間期/冬季 ④ 送風温度 ⑤ 風量 ⑥ ファン周波数、電流		I . 1. (1) ②イ	(2) ①、② 1回/月	
保守点検	1. 空気調和機設備(FCU) (1) 空気調和機設備を良好な状態に維持するため、以下の保守点検を行う ① ファンの外観、異音等の点検 ② ファンの軸受等の点検 ③ ドレンパン、配管の漏洩点検 ④ フィルターの清掃、交換		I . 1. (1) ③ア	(1) ①～③ 定期点検: 1回/月 ④ 定期点検: 1回/2ヵ月	
	(2) FCUの自動制御、シーケンスの保守点検 ① 起動時の確認		I . 1. (1) ③イ	(2) ① 定期点検: 1回/月	
新設措置	1. エネルギーの効率的利用を実施 (1) 可能な限り、空気調和を施す区画ごとの個別制御		I . 1. (1) ④ア I . 1. (1) ④ア(ア)		
	(2) 空調機設備の変風量システム及び変流量システムの採用		I . 1. (1) ④ア(エ)		
	(3) 空気調和を施す区画ごとの、温度等の空気の状態及び効率の改善に必要な計測装置の設置とともに、ビルエネルギー管理システム(「BEMS」)等の採用		I . 1. (1) ④ア(ク)		
改訂履歴	改訂年月日	制定・改訂理由		作成	承認
承		照	作	実施年月日	制定年月日

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[ファンコイルユニット(FCU)]管理標準				整理番号:	
							頁:
認		査		成			

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		整理番号:	頁:
[空冷パッケージエアコン]管理標準			
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。 2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置された空冷パッケージエアコンに適用する。			
項 目	内 容	判断基準番号	管理基準
運転管理	1. 空調設備 (1)空調は空調を施す区画を限定し、当該区画ごとに、冷暖房温度、湿度を設定する	I . 1. (1) ①ア	夏季:28℃ 冬季:20℃ 湿度:50% (冬季のみ)
	(2)冷暖房負荷を軽減させるため、以下の対策を講じる ①中間期:空調機による外気冷房を行う ②湿度:冬季以外の加湿器の停止 ③ガラス窓からの入熱・出熱を遮断するためにブラインド、電動カーテン遮光フィルムなどを利用する	I . 1. (1) ①ア	冬季以外の加湿中止
	(3)空調時間の短縮 ①室の使用状況(授業等)に応じ、運転時間を設定する ②延長運転の場合、施設使用許可申請書等の事前の届出が必要(土・日・祝日を含む)	I . 1. (1) ①ア	基本空調時間: 夏季、冬季: 8:20～18:40 中間期は、原則運転停止
	(4)空調構成機器の総合的な効率を高める運転を行う ①空調機負荷に応じ、空調機の台数制御を行う 【図書館閲覧室】	I . 1. (1) ①ウ I . 1. (1) ①エ	
	(5)取入れ外気量の適正化と外気侵入の防止(換気回数) ①室内CO2濃度1,000ppm以下を確保できる範囲で外気量を調整する	I . 1. (1) ①キ	CO2濃度: 1,000ppm以上で外気導入
計測記録	1. 空調設備 (1)空調区画ごとに、以下の計測記録を行う ①室内温度 ②室内湿度 ③CO2濃度 ④外気取り入れ状況(外気温度、湿度、換気回数)	I . 1. (1) ②ア	(1) ①、②、④ 1回/時 (自動記録)
	(2)空調を構成する機器の総合的な効率を高めるために、以下の計測記録を行う ①電圧 ②電流 ①冷水温度(往・還):夏季/中間期 ②温水温度(往・還):冬季/中間期 ③各構成機器の稼働時間 ④COP	I . 1. (1) ②イ	(2) ①、② 1回/年

保守点検	1. 空気調和設備・空調ファン (1) 空気調和設備の総合的な効率を改善するため、以下の保守点検を行う ①ファンの外観、異音等の点検 ②ファンの軸受等の点検 ③ダンパの点検 ④ダクト接合部の漏洩点検 ⑤フィルターの清掃・交換 ⑥ファン・コイルの清掃			I . 1. (1)③ア	(1) ①～④ 日常点検:1回／日 ⑤、⑥ 定期点検:1回／2ヵ月		
	(2)パッケージエアコン・空調ファンの自動制御、シーケンスの保守点検			I . 1. (1)③イ	(2)日常点検:1回／日		
新設措置	1. エネルギーの効率的利用を実施 (1)可能な限り、空気調和を施す区画ごとの個別制御			I . 1. (1)④ア I . 1. (1)④ア(ア)			
	(2)ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源機器の採用			I . 1. (1)④ア(イ)			
	(3)空気調和機設備の変風量システム及び変流量システムの採用			I . 1. (1)④ア(エ)			
	(4)室外機の設置場所や設置方法の考慮			I . 1. (1)④ア(キ)			
	(5)空気調和を施す区画ごとの、温度等の空気の状態及び効率の改善に必要な計測装置の設置とともに、ビルエネルギー管理システム(「BEMS」)等の採用			I . 1. (1)④ア(ク)			
改訂履歴	改訂年月日	制定・改訂理由			作成	承認	
承認		照査		作成		実施年月日	制定年月日

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		整理番号:	頁:
[EHP]管理標準			
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。 2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置されたEHPに適用する。			
項 目	内 容	判断基準番号	管理基準
運転管理	1. 空気調和設備 (1) 空調は空調を施す区画を限定し、当該区画ごとに、冷暖房温度、湿度を設定する	I . 1. (1) ①ア	夏季:○℃ 冬季:○℃ 湿度:○～○%
	(2) 冷暖房負荷を軽減させるため、以下の対策を講じる ① 中間期:空調機を停止し自然通風によるか、空調機による外気冷房を行う ② 夜間の外気エンタルピーの低い時にナイトバージを行う ③ 湿度:冬季以外の加湿器の停止 ④ ガラス窓からの入熱・出熱を遮断するためにブラインド、カーテン遮光フィルムなどを利用する	I . 1. (1) ①ア	
	(3) 空調時間の短縮 ① 始業時:室内及び外気温度を勘案してEHPの運転を開始する ② 終業時:終業時間前にEHPを停止する 残業時の空調は、申請／許可制とする	I . 1. (1) ①ア	空調時間
	(4) 空気調和設備の総合的な効率向上 ① 空気調和設備の負荷変動に応じた台数制御 (EHPの負荷に応じ、台数管理を行う)	I . 1. (1) ①ウ I . 1. (1) ①エ	
	(5) 取入れ外気量の適正化と外気侵入の防止 (換気回数) ① 室内CO2濃度1, 000ppm以下を確保できる範囲で外気量を調整する ② 運転開始時の予冷・予熱時は外気をカットする	I . 1. (1) ①キ	CO2濃度: 800～1,000ppm以上で外気導入
計測記録	1. 空気調和設備 (1) 空調区画ごとに、以下の計測記録を行う【図書館棟CPU室】 ① 室内温度 ② 室内湿度 ③ CO2濃度 ④ 外気取入れ状況 (外気温度、湿度、換気回数)	I . 1. (1) ②ア	(1) ①、②、④ 1回／時 (自動記録)
	(2) 空調を構成する機器の総合的な効率を改善するため、以下の計測記録を行う ① 冷水温度(往・還):夏季/中間期 ② 温水温度(往・還):冬季/中間期 ③ 各構成機器の稼働時間 ④ COP	I . 1. (1) ②イ	○回／日

保守点検	1. 空気調和設備 (1) 空気調和設備の総合的な効率を改善するため、以下の保守点検を行う ① フィルター洗浄 ② 軸受磨耗度点検 ③ ベルト調整 ④ 内部点検・清掃 ⑤ 保温、保冷材の保守、点検 (2) 自動制御、シーケンスの保守・点検			I. 1. (1)③ア	(1) 定期点検:○回／月 定期点検:○回／年	
				I. 1. (1)③イ	(2) ○回／月	
新設措置	1. エネルギーの効率的利用を実施 (1) 可能な限り、空気調和を施す区画ごとの個別制御			I. 1. (1)④ア I. 1. (1)④ア(ア)		
	(2) ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源機器の採用			I. 1. (1)④ア(イ)		
	(3) 熱源機器、熱搬送設備の台数分割、台数制御・回転数制御、部分負荷効率の 高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能なシステム等効率の高い 運転が可能なシステムの採用。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮			I. 1. (1)④ア(ウ)		
	(4) 空気調和機設備の変風量システム及び変流量システムの採用			I. 1. (1)④ア(エ)		
	(5) 全熱交換器また、外気冷房の採用の考慮。(水加湿方式の採用の考慮)			I. 1. (1)④ア(オ)		
	(6) 室外機の設置場所や設置方法の考慮			I. 1. (1)④ア(キ)		
	(7) 空気調和を施す区画ごとの、温度等の空気の状態及び効率の改善に必要な 計測装置の設置とともに、ビルエネルギー管理システム(「BEMS」)等の採用			I. 1. (1)④ア(ク)		
改訂履歴	改訂年月日	制定・改訂理由			作成	承認
承認	照査	作成	実施年月日		制定年月日	

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[温水ボイラー]管理標準		整理番号:	
				頁:	
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。 2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置された温水ボイラー2台(校舎棟、図書館棟)に適用する。					
項 目		内 容		判断基準番号	管理基準
運転管理	1. 給湯設備 (1)給湯設備の効率改善のため、以下の管理値を設定する ①給湯箇所の限定 ②給湯期間 ③給湯温度 ④給湯圧力 ⑤運転時間		I . 1. (2)①カ	(1) ①トイレ、5F研究室 ②給湯期間: 11月中旬～6月中旬 ③給湯温度:58℃ ④給湯圧力: 0.09MPa(末端) ⑤8:00～17:00	
	2. 給湯設備の熱源機と補機(ポンプ等) 総合的なエネルギー効率を向上するため、負荷変動に応じた(変流量制御等)運転を行う		I . 1. (2)①キ		
	3. 給湯設備の熱源設備が複数の場合 総合的なエネルギー効率を向上させるため、負荷状態に応じた稼働台数の調整を行う		I . 1. (2)①ク		
計測記録	1. 給湯設備 (1)給湯設備の効率改善のため、以下の計測記録を行う ①燃料量 ②温水温度(ボイラー出口) ③排ガス中残存酸素量 ④廃ガス温度 ⑤給湯温度(末端)		I . 1. (2)②イ	(1) ①、② 1回/日 ③、④ 2回/年 ⑤1回/週	
保守点検	1. 給湯設備 (1)給湯設備の効率改善のため、以下の保守点検を行う ①ボイラーの保温・断熱、耐火材の状態点検 ②ポンプの軸受、漏洩、 ③配管の漏洩、詰りの点検 ④損傷状態の巡視 ⑤給湯水弁類の漏洩、膨張水槽の目視点検 ⑥熱交換器のスケールの除去 ⑦燃焼装置、制御装置、電気防食装置、水質の確認 ⑧弁類(ブローバルブ、エア抜き弁)の動作確認 ⑨給気フィルターの清掃 (2)自動制御装置の保守点検 ①自動制御システム ②センサー、計測機器類 ③指示計器の点検		I . 1. (2)③ウ	(1) ①～④ 日常点検:1回/日 ⑤～⑧ 定期点検:1回/月 ⑨定期点検:2回/年	
			I . 1. (2)③ウ	(2) ①、② 定期点検:1回/月 ③定期点検:1回/年	
新設措置	1. 給湯設備—建築物判断基準中、エネルギーの効率的利用のための措置 (1)給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとする		I . 1. (2)④エ. (ア)		
	(2)使用量の少ない給湯箇所は局所式とする		I . 1. (2)④エ. (イ)		
	(3)ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用を考慮すること		I . 1. (2)④エ. (ウ)		
改訂履歴	改訂年月日	制定・改訂理由		作成	承認
承認	照査	作成	実施年月日	制定年月日	

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[電気温水器]管理標準			整理番号:	
					頁:	
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。 2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置された電気温水器に適用する。						
項 目	内 容				判断基準番号	管理基準
運転管理	1. 給湯設備 (1)給湯の効率の改善のため、以下を設定する ①給湯期間 ②給湯温度				I . 1. (2)①カ	(1) ①給湯期間: 11月中旬～6月中旬 ②給湯温度:58℃
	2. 給湯設備の熱源機と補機(ポンプ等) 総合的なエネルギー効率を向上するため、負荷変動に応じた (台数制御、変流量制御等)運転を行う				I . 1. (2)①キ	
	3. 給湯設備の熱源設備が複数の場合 総合的なエネルギー効率を向上させるため、負荷状態に応じた 稼働台数の調整を行う				I . 1. (2)①ク	
計測記録	1. 給湯設備 (1)給湯設備の効率の改善のため、以下の計測記録を行う ①給水量 ②給湯温度 ③ヒーター電圧、電流				I . 1. (2)②イ	(1) ○回／日 ○回／月 ○回／年
保守点検	1. 給湯設備 (1)給湯効率の改善のため、以下の保守点検を行う ①自動制御システム ②センサ、計測機器類 ③過熱点検 ④損傷等の点検 ⑤燃焼装置等の点検清掃				I . 1. (2)③ウ	(1) ①～④ 1回／月 ⑤1回／年
新設措置	1. 給湯設備－建築物判断基準中、エネルギーの効率的利用のための措置 (1)給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとする				I . 1. (2)④エ. (ア)	
	(2)使用量の少ない給湯箇所は局所式とすること				I . 1. (2)④エ. (イ)	
	(3)ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用を考慮すること				I . 1. (2)④エ. (ウ)	
	2. 特定機器に該当する場合、基準エネルギー効率以上の効率以上の 機器の採用 ※ガス温水機器、石油温水機器				I . 1. (2)④オ	
改訂履歴	改訂年月日	制定・改訂理由			作成	承認
承認		照 査		作 成	実施年月日	制定年月日

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[給湯設備(ガス温水器)]管理標準			整理番号:				
					頁:				
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。 2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置されたガス温水器に適用する。									
項 目		内 容			判断基準番号		管理基準		
運転管理		1. 給湯設備 (1)給湯の効率の改善のため、以下の管理値を設定する ①給湯箇所の限定 ②給湯期間 ③給湯温度 ④給湯圧力			I . 1. (2)①カ		(1) ①給湯箇所:○箇所 ②給湯期間 ③給湯温度:○℃ ④給湯圧力:○MPa		
		2. 給湯設備の熱源機と補機(ポンプ等) 総合的なエネルギー効率を向上するため、負荷変動に応じた(変流量制御等)運転を行う			I . 1. (2)①キ				
		3. 給湯設備の熱源設備が複数の場合 総合的なエネルギー効率を向上させるため、負荷状態に応じた稼働台数の調整を行う			I . 1. (2)①ク				
計測記録		1. 給湯設備 (1)給湯設備の効率の改善のため、以下の計測記録を行う ①給水量 ②給湯温度 ③給湯期間 ④給湯圧力			I . 1. (2)②イ		(1) ○回／日 ○回／月 ○回／年		
保守点検		1. 給湯設備 (1)給湯効率の改善のため、以下の保守点検を行う ①燃焼点検 ②水、ガス漏れ点検 ③損傷等の点検 ④燃焼装置等の点検清掃			I . 1. (2)③ウ		(1) ①～③ 1回／月 ④1回／年		
新設措置		1. 給湯設備ー建築物判断基準中、エネルギーの効率的利用のための措置 (1)給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとする			I . 1. (2)④エ. (ア)				
		(2)使用量の少ない給湯箇所は局所式とすること			I . 1. (2)④エ. (イ)				
		(3)ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用を考慮すること			I . 1. (2)④エ. (ウ)				
		2. 特定機器に該当する場合、基準エネルギー効率以上の効率以上の機器の採用 ※ガス温水機器、石油温水機器			I . 1. (2)④オ				
改訂履歴	改訂年月日		制定・改訂理由			作成		承認	
承認		照査		作成		実施年月日		制定年月日	

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		整理番号:	頁:
[照明設備・昇降機・給排水設備]管理標準			
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。 2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置された照明設備・昇降機・給排水設備に適用する。			
項 目	内 容	判断基準番号	管理基準
運転管理	1. 照明設備 (1)安全かつ快適な視環境を作り出すため、照度基準(JIS_Z9110)又は屋内作業場の照度基準(JIS_Z9125)に準ずる照度を維持する 【南大沢キャンパスの例】 ①細かい作業を行う事務室、設計室 ②事務室、会議室、教室、図書閲覧室、食堂 ③応接室、玄関 ④講堂、集会場、休憩室、ロッカー室、廊下、階段、便所 ⑤野外バスケットボール、テニスコートグラウンド等 ⑥野外サッカー、ラグビー、ハンドボールグラウンド等 ⑦倉庫、非常階段、車庫、駐車場 ⑧校内通路(夜間)	I. 1. (3) ①ア	【例】 ①1,000±250[Lx] ②、③ 500±200[Lx] ④200±100[Lx] ⑤100±50[Lx] ⑥、⑦ 50±20[Lx] ⑧10～2[Lx]
	(2)過剰又は不要の照明を無くすため、適宜以下の調光、消灯を行う ①窓側の照明は別回路のスイッチを設け、昼間は消灯する ②事務所は、昼休み、不在時は消灯する ③会議室、倉庫、書庫、トイレは使用時のみ点灯、常時は消灯する	I. 1. (3) ①ア	不要時の消灯
	2. 昇降機 効率的な運転を行うため、以下の対策を講じる (1)利用状況(土・日・祝日・夜間)に応じた運転台数制御 (2)利用者別(来客、従業員、荷物用等)運転台数、利用階数の調整 (3)かごの照明、換気扇の自動停止	I. 1. (3) ①イ	
計測記録	1. 事務所、屋内作業場の照度を計測記録する (1)予め測定点を定めて照度を測定・記録する (2)計測高さ(JIS_C7612に準ずる高さ)	I. 1. (3) ②ア	(1)6回／年
保守点検	1. 照明器具及び光源の清掃並びに光源の交換を行う (1)定期的にランプ、照明器具の清掃を行う 【中央監視室】	I. 1. (3) ③ア	(1)1回／年
	2. 昇降機 昇降機器、動力伝達部、電動機の機械損失を低減するため、以下の保守点検を行う (1)定期保守点検 「特記仕様書(エレベーター保守)」に基づき実施する (2)法定検査 「特記仕様書(エレベーター保守)」に基づき実施する	I. 1. (3) ③イ	(1) 定期点検:1回／月 (2) 法定検査:1回／年
	3. 給排水設備、機械駐車設備等 (1)負荷機械(電動機の負荷となる機械)、動力伝達部、電動機の機械損失を低減するため、以下の保守点検を行う ①ポンプの外観点検、異常音、振動、過熱の点検 ②電流、吐出水圧の記録と確認 ③軸受けの過熱、オイルの汚れの有無	I. 1. (3) ③ウ	(1) ①、② 日常点検:1回／日 ③定期点検:1回／月
	(2)配管抵抗の低減をするため、以下の保守点検を行う ①配管の異常振動、異音等の点検 ②配管接続部の漏洩点検 ③逆止弁の動作確認	I. 1. (3) ③ウ	(2) ①日常点検:1回／日 ②、③ 定期点検:1回／月
	(3)ダクトの抵抗を低減をするため、以下の保守点検を行う ①ダクト等のフィルターの目詰まり ②ダンパ、チャンバー、制気口の作動状態、漏れ等の点検	I. 1. (3) ③ウ	○回／○日 ○回／○年
新設措置	1. 交換時に省エネ型照明器具を採用する (1)電子回路式安定器(インバータ)蛍光灯(HiP蛍光ランプ)の採用 (2)高天井の場合高輝度HIDランプ等省エネ型を採用する (3)蛍光ランプ40Wの場合、交換時に節電型蛍光ランプ36Wにする (4)清掃、光源の交換等の保守の容易な照明器具の選択及び設置場所・方法の保守性	I. 1. (3) ④ア(ア) I. 1. (3) ④ア(イ) I. 1. (3) ④ア(ウ)	
	2. 照明器具の選択 (1)事務所は全般照明とする。壁、天井、床は明るい色とする (2)特に高照度を必要とする場合は、局部照明の採用 (3)点灯回路、照明器具の効率、被照明場所への照射効率を含めた照明効率	I. 1. (3) ④ア(エ)	
	3. 昼光の利用、不要な場所及び時間帯の消灯又は減光 (1)昼光の状況に応じ適正減光する照明自動制御設備の検討 (2)光源交換直後の高照度を適正減光する自動制御設備等の検討 (3)人体感知装置の設置、タイマーの利用等の検討	I. 1. (3) ④ア(オ) I. 1. (3) ④ア(カ)	
	4. 特定機器に該当する照明設備は、基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること(蛍光灯器具、電球型蛍光ランプ)	I. 1. (3) ④イ	

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[照明設備・昇降機・給排水設備]管理標準			整理番号:			
					頁:			
		5. 昇降機を新設する場合、建築物判断基準中、昇降機に関する事項を踏まえ、 エネルギーの効率的利用を実施すること			I . 1. (3)④ウ			
改訂履歴	改訂年月日		制定・改訂理由			作成		承認
承認		照査		作成		実施年月日		制定年月日

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[受変電・配電設備]管理標準		整理番号:	頁:	
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。						
2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置された受変電・配電設備に適用する。						
項 目	内 容			判断基準番号	管理基準	
運転管理	1. 変圧器及び無停電電源装置の需要率 変圧器及び無停電電源装置の効率を高くするため、負荷の適正配分、稼働台数の調整により適正な需要率を設定する			I . 1. (4) ①ア	適正需要率: 25%以上	
	2. 力率 (1)電力の損失を低減するため、力率を設定する (2)負荷電力の状況に応じて自動力率改善装置または手動により進相コンデンサを稼働又は停止させ受電力率を95%以上に維持する			I . 1. (4) ①イ	目標力率: 98%以上	
計測記録	1. 受変電・配電記録 (1)定期的に記録し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる ①電力量 ②電圧 ③電流 ④力率 ⑤最大電力 (2)変圧器 ①2次電圧 ②電流 ※測定箇所、測定頻度等は「運転マニュアル」による			I . 1. (4) ②	(1) ①～⑤ 1回/時 (自動記録) 1回/日 (2) ①、② 1回/日	
保守点検	1. 受変電・配電設備を良好な状態に維持するため、以下の保守点検を行う (1)日常点検 目視により、外観、異音、異臭の確認 点検箇所、点検方法、点検頻度等は「電気設備運転監視保守点検・日常点検」による			I . 1. (4) ③	(1) 日常点検:1回/日	
	(2)定期点検 点検箇所、点検方法、点検頻度等は「電気設備運転監視保守点検・定期点検」による			I . 1. (4) ③	(2) 定期点検:1回/月	
	(3)年次精密点検				(3) 定期点検:1回/年 (保安協会)	
新設措置	1. 受変電・配電設備を新設する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い配置、配電電圧、設備容量を決定する			I . 1. (4) ④ア		
	2. 変圧器の新設に当たっては高効率型変圧器を導入する					
	3. 計測・状態監視については自動化等管理の強化を図る					
	4. 特定機器に該当する場合、基準エネルギー効率以上の効率以上の機器の採用			I . 1. (4) ④イ		
	5. 電気を使用する設備や空調設備等を総合的に管理し評価するために、BEMSの採用を考慮すること			I . 1. (4) ④ウ		
改訂履歴	改訂年月日	制定・改訂理由			作成	承認
承認		照査		作成		
					実施年月日	制定年月日

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[事務用機器・民生用機器]管理標準			整理番号:		頁:	
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。								
2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置された事務用機器、民生用機器に適用する。								
項 目		内 容			判断基準番号		管理基準	
運転管理		1. 複写機 (1)出社時にONし、帰社時にOFFする (2)2台中、1台は常時省エネモードにする (3)機器ごとに管理者(部署)を決め稼働・停止等の管理を行う ①作業時間外の稼働は最低稼働台数(1台)の実績に基づき、管理者が稼働台数を決め表示する ②時間帯別稼働スケジュールにより管理する			I . 1. (6)①			
		2. パソコン (1)昼休み等休憩時間は、スタンバイ状態にする (2)作業を中断するときは、電源を切る (3)省エネモードを利用する			I . 1. (6)①			
		3. プリンター (1)作業を中断するときは、電源を切る (2)休憩時間は、電源を切る (3)省エネモードを利用する			I . 1. (6)①			
計測記録		—			—		—	
保守点検		1. 保守点検 (1)事務用機器(複写機)は必要時に保守点検を行う 詳細は保守会社との契約による「事務用機器保守点検表」による。			I . 1. (6)②		(1)必要時	
新設措置		1. 特定機器に該当する事務用機器は、判断の基準エネルギー消費効率以上の効率の機器を採用 ※複写機、電子計算機、(電気冷蔵庫、電子レンジ)			I . 1. (6)③			
改訂履歴	改訂年月日	制定・改訂理由			作成		承認	
承認		照査		作成		実施年月日		制定年月日

「省エネルギー法」に基づく エネルギー管理標準		[業務用機器]管理標準		整理番号:		頁:			
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。 2. 適用範囲 荒川キャンパスに設置された業務用機器に適用する。									
項 目		内 容		判断基準番号		管理基準			
運転管理		1. 次の業務用機器は、機器ごとに管理者(部署)を決め、稼動・停止等の管理を行う (1)厨房機器－不使用時は、電源をOFFにする (2)業務用冷蔵庫－庫内温度を設定する (3)業務用冷凍庫－庫内温度を設定する ((4)医療機器) (5)放送機器 (6)通信機器 ((7)電子計算機) (8)実験装置 ・作業時間外の稼動は最低稼動台数(1台)の実績に基づき、管理者が稼動台数を決め表示する ・時間帯別稼動スケジュールにより管理する ・作業を中断するときは、電源を切る ・休憩時間は、電源を切る ・省エネモードを利用する 例1. 実験装置の管理 (1)実験終了後、直ちに終了する。 (2)効率的な計画に基づいて実験を行うものとする。 例2. 医療機器の管理 (1)医療に支障をきたさない範囲で、節電、電源のOFFを実施する。		I . 1. (7)①		(2)○℃ (3)○℃ 例 ○時～○時			
計測記録		1. 業務用機器の稼動状態の把握及び改善に必要な事項を定期的に計測し、記録する (1)冷蔵庫、冷凍庫－庫内温度の計測記録 2. 通電データの記録 (1)使用時間を、日常点検表に記録する。		I . 1. (7)②		(1) 5回／日 ○時～○時			
保守点検		1. 保守点検 (1)業務用機器は定期的に保守点検を行う ※詳細は保守会社との契約による「業務用機器保守点検表」による。		I . 1. (7)③		○回／○年			
新設措置		1. 業務用機器は、エネルギー効率の高い機器を採用		I . 1. (7)④ア					
		2. 熱を発する業務用機器は、排熱ダクトや排熱装置等により空調負荷を増大させないように考慮する。		I . 1. (7)④イ					
		3. 特定機器に該当する業務用機器は、判断の基準エネルギー消費効率以上の効率の機器を採用 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ジャー炊飯器、電子レンジ、ガス調理器、(自動販売機) ※テレビジョン受信機、ビデオテープレコーダー、DVDレコーダー、電子計算機、磁気ディスク装置		I . 1. (7)④ウ					
改訂履歴	改訂年月日		制定・改訂理由		作成		承認		
承認		照査		作成		実施年月日		制定年月日	